

《 新制度の目的 》

- 消費者・事業者にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な知識・技能等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付け
- 消費生活相談を担う人材の確保と資質の向上を図る

消費生活相談員 : 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は必置
 ※消費生活センターのない市町村は努力義務
 特定消費生活相談員 : 都道府県は必置

3資格保有者*

- ※改正法の施行時に
 ①消費生活専門相談員資格
 ②消費生活アドバイザー資格
 ③消費生活コンサルタント
 のいずれかを有する者。

資格なし

現行の
消費生活相談員
(資格なし)

(受験)

登録試験機関*
による試験を受験

合格

合格者と同等の知識
及び技術を有すると
認められる者

市町村の
消費生活
センター・窓口

必置(※)

消費生活相談員
(相談・あっせん業務)

※窓口は努力義務

都道府県の
消費生活
センター

必置

消費生活相談員
(相談・あっせん業務)

必置

特定消費生活
相談員*
[市町村に対する助言、
協力その他必要な援助]

※資格試験に合格し、一定の実務経験年数(資格試験合格前も算入)を有する者の中から任用

※登録試験機関

法律に基づき内閣総理大臣の登録を受けた試験機関で、専門的な知識経験等を有する者による試験問題の作成や内部管理体制、財務状況等の諸要件を満たす必要がある。(消費者庁が監督)

- 試験科目や実施方法等の法定化に伴う公平性と水準の担保(質の確保)
- 消費生活相談を担う人材の裾野拡大(量の確保)